

竜王町空家等管理活用支援法人の指定に係る審査委員会設置要項

第1 設置

竜王町空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）を指定するにあたり、書類審査およびヒアリング審査により、本町の空家等対策に最も適した支援法人となる者を、厳正かつ公正に決定するため、竜王町空家等管理活用支援法人の指定に係る審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 申請書類の審査およびヒアリング審査に関すること。
- (2) 支援法人の決定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めること。

第3 組織

- 1 委員会は、委員若干名をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 産業建設主監
 - (2) 福祉課長
 - (3) 未来創造課長
 - (4) 建設計画課長
- 3 委員長は、産業建設主監とする。
- 4 副委員長は、建設計画課長とする。

第4 委員長

- 1 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第5 会議

- 1 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

第6 庶務

委員会の庶務は、建設計画課において処理する。

第7 その他

この要項に定めるもののほか、委員会の議事および運営に関し必要な事項は、委員長が定める。